

事務連絡
令和2年4月9日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた
事業者における配慮事項等について（情報提供）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり関係団体宛に連絡しましたので、御了知いただきますとともに、動物取扱業者等において感染拡大防止等のために必要な配慮がなされるよう、それぞれの地域の実情を踏まえて、適切な御対応をお願いいたします。

(別添)

事務連絡
令和2年4月9日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中
(一社) 日本ペットサロン協会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた
事業者における配慮事項等について (依頼)

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を行いました。緊急事態措置を実施すべき期間は、同日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は同日時点で埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とされています。

また、同日付けで一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、在宅勤務

の推進等の強化等、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る取組の更なる加速の必要性が示されたところです。

つきましては、まん延防止等のために動物取扱業をはじめとする関係事業者の皆様にご配慮いただきたい事項を別添のとおりまとめましたので、貴団体におかれましても特段の御理解、御協力をお願いするとともに、所属会員等への周知をお願いいたします。

各事業者における事業の継続や縮小の必要性等については、業務継続計画（BCP）に基づき、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえて、接触機会の低減に徹底的に取り組むことによる感染拡大の防止を図るとともに、飼養動物の健康・安全の保持等の国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスの継続に御留意いただきつつ、各事業の特性を踏まえてご考慮下さいますようお願いいたします。

なお、特措法第45条第2項では、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県知事が、施設管理者等に対し、当該施設の使用の制限等の要請を行うことができると規定されていることから、関連する事業内容等が要請の対象となるか否かについては、管轄の都道府県の動向について注視をお願いします。

【別添】

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために ペット関連事業者の皆様に配慮いただきたい事項

(注) 4月7日に一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を元に作成したものであり、今後変わらうる可能性があります。

【一般的な事項】

1. 催物(イベント)開催の制限について
 - ・ クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物(イベント)や「三つの密」のある集まりについては、開催を自粛すること。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、慎重な対応を行うこと。
2. 事業所における対策について
 - ・ 職場内においても「三つの密」を避けることとともに、可能な場合は在宅勤務(テレワーク)を強力に推進するとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動(手洗い、咳エチケット等)の徹底、時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除(テレワークの指示を含む。)や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を行うこと。

(参考)

➤ 厚生労働省ウェブサイト

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_0001.html

【個別事項】

1. ペット関連の情報について

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、人から人に感染するとされており、現在まで、ペットが新型コロナウイルス感染症を広め得るという証拠はない。このため、飼い主等から新型コロナウイルス感染症に関連し、ペットの飼養について相談があった際には、一概にペットを手放す等の対応は適切ではないこと、ペットとの過度な接触を控えるとともに、ペットに触れた際には、手洗いや消毒を行うといった普段からの衛生対策を行うことなどの適正な飼養の徹底が重要であること等、飼い主等に対し正しい情報を伝えること。なお、新型コロナウイルス関係の情報は日々更新されており、環境省においても国際機関等の動きを注視し、ウェブサイトに関連する情報を公開しているところであり、定期的に環境省のウェブサイト参照すること。

(参考)

➤ 環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルス関連情報（ペットを飼っているみなさまへ）」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html

2. ペットの預かり等について

- ・ 感染者の飼育するペットについての預かりを行う際は、受け入れる事業者において、その対応を行う職員から事前に受入れについての合意を得る等の必要な対応を行うこと。なお、預かりの際は、東京都獣医師会作成の「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）」を参照し、対応すること。また、必要に応じて獣医師の助言を得ること。

(参考)

➤ 東京都獣医師会ウェブサイト

トップページ

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/02/post-66.html>

「飼い主さんに向けて（新型コロナウイルス Q&A）2020年4月8日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/items/1-20200408%28Q%26A-5%EF%BC%89.pdf>

「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）2020年4月5日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-72.html>

【その他】

1. 支援施策について

- ・ 政府では新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を講じている。金融支援措置、雇用調整助成金の特例措置、相談窓口、その他の支援策等の詳細については、以下ウェブサイトを参照されたい。

➤ 環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html